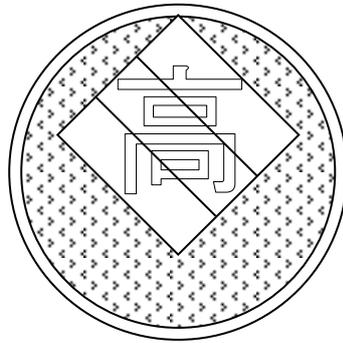


取扱注意

令和6（2024）年度版

危機管理マニュアル



沖縄県立美里高等学校

美咲特別支援学校美里高校分教室

〒904-2151 沖縄県沖縄市松本2丁目5番地1号

TEL (098)938-5145 FAX (098)938-5419

HPアドレス <http://www.misato-h.open.ed.jp/>

目次

I	学校概要及び対応事項	1
1	意義	
2	本校の立地状況	
3	本校における対応事項	
II	緊急事故等に対する対応	2
1	救急事故等に対する対応	
2	救急、事故発生時の際の基本的な処理	
III	不審者侵入への対応	5
1	不審者侵入時の対応及び緊急連絡体制	
2	危害発生時の対応	
3	被害防止に係る日常管理	
IV	台風への対応	8
1	台風時の対応(職員)	
2	台風時の生徒の登校について	
3	台風の襲来による教職員の事故発生の防止のための措置について(通知)	
V	火災や地震・津波への対応	10
1	目的	
2	災害時の対応	
3	火災予防上の点検・検査	
4	自主的に行う検査・点検	
5	厳守事項	
6	自衛消防組織等	
7	地震時の対応	
8	津波警報発令時の対応	
VI	弾道ミサイル等の発射への対応	16
1	Jアラートが発動される場合	
2	具体的な避難行動について	
VII	防災教育及び訓練	17
1	防災教育	
2	総合防災訓練	
3	防災対策組織図	
VIII	教室配置図及び避難経路	18

I 学校概要及び対処事項

1 意 義

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、発生した津波は、多くの人命を奪い、甚大な被害が生じた。本県において特に被害はなかったが、予測できない災害等について、日頃の備えや心構えが必要である。よって、災害時における生徒や教職員の安全確保に万全を期すると共に、避難経路等の安全点検、危険物管理の徹底など一層の危機管理意識の向上、安全管理の充実の為、適宜これまでのマニュアルを見直し、策定を更新する。

2 本校の立地状況

本校は海拔61.2mに立地し、普段生徒が活動する教室等やグラウンドは更に高い場所に立地している。本校における津波災害等緊急時対応としては、生徒を校外へ避難させるよりも校内に留めての安全確保、保護者への連絡体制確立を構築しなければならない。また、沖縄市と災害時避難場所として協定が結ばれているため、避難してくる住民の誘導・受け入れ体制も重要になる。

3 学校における対応事項

災害に備え、また災害発生により想定される対応事項等については、日頃から整理しておく。

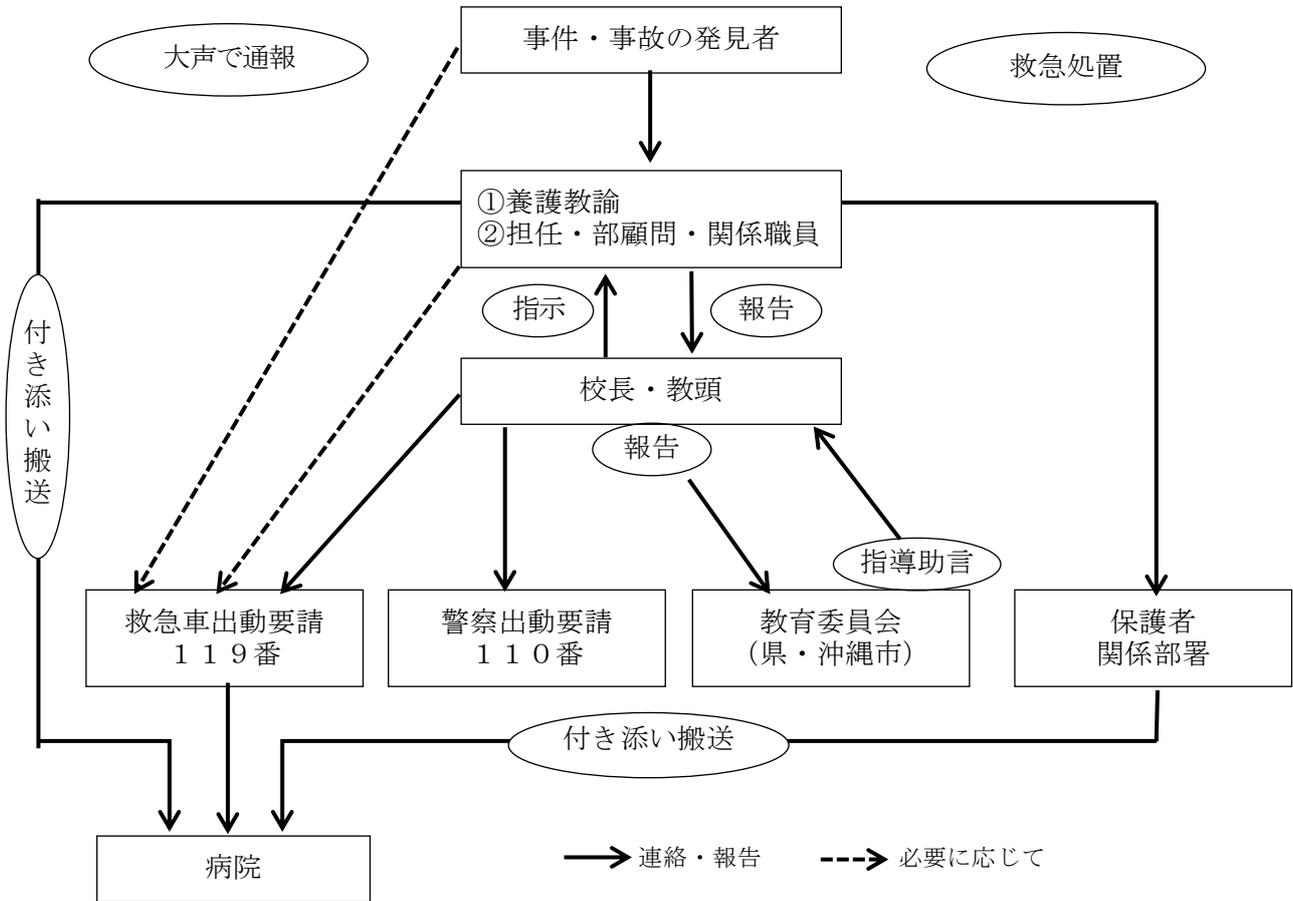
☆平常時における津波対応チェック項目

- 災害時の避難場所や避難経路等を、生徒や教職員で普段から確認しているか。
- 停電等による影響を想定し、ハンドマイク等をすぐに使えるように準備しているか。
- 野外活動を実施する場合、事前に実地調査を行い、避難場所や避難経路を確認しているか。
- 防災情報・防災対策等について、地域の消防署や防災担当部局との連携を普段から深めているか。
- 避難が必要な場合、学校の重要書類はすぐに持ち出せるようになっているか。
- 生徒や教職員への非常時の伝達方法(緊急連絡網やメールによる一斉送信の作成など)及び、その広報内容(連絡文)について準備しているか。
- 保護者に対して、生徒の引き渡し方法などについて普段から周知徹底しているか。また、道路や通信手段が遮断されるなど、生徒による下校や引き渡しが困難になった場合の対応について、地元の防災担当者や自主防災組織などと話し合いを行っているか。
- 非常時に情報を得るテレビやラジオ等を備えているか。
- 避難経路上(廊下、階段、非常口等)に避難の際に妨げとなる障害物を置いてないか。
- 災害時の広域避難場所(グラウンド)、収容避難所(体育館)、津波災害時避難場所(グラウンド)となっているが、非常時の住民の受け入れ方法などについて、沖縄市や地域の代表と協議され、教職員に周知されているか。

II 緊急事故等に対する対応

1 救急事故等に対する対応

事件事故等発生時の対応及び緊急連絡体制



全職員の役割分担					
校長	教頭・事務長	養護教諭	生徒指導主任	教務主任等	学年世話係 学級担任等
<ul style="list-style-type: none"> 方針の決定 校内指導 教育委員会への対応 マスコミへの対応 警察との連携 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 校長補佐 教職員への指導 救急車の出動要請 連絡窓口 状況の記録 マスコミ対応 電話対応 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 応急処置 救急車へ出動要請 生徒のメンタルケア 外傷の記録 担任との連携 校医との連携 医療機関との連携 事後指導 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 現場直行 各職員への助言 校長、教頭への報告 被害状況の記録 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 全保護者への連絡 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 生徒の把握 該当生徒の付き添い 保護者への連絡 その他

2 救急、事故発生時の際の基本的な処理

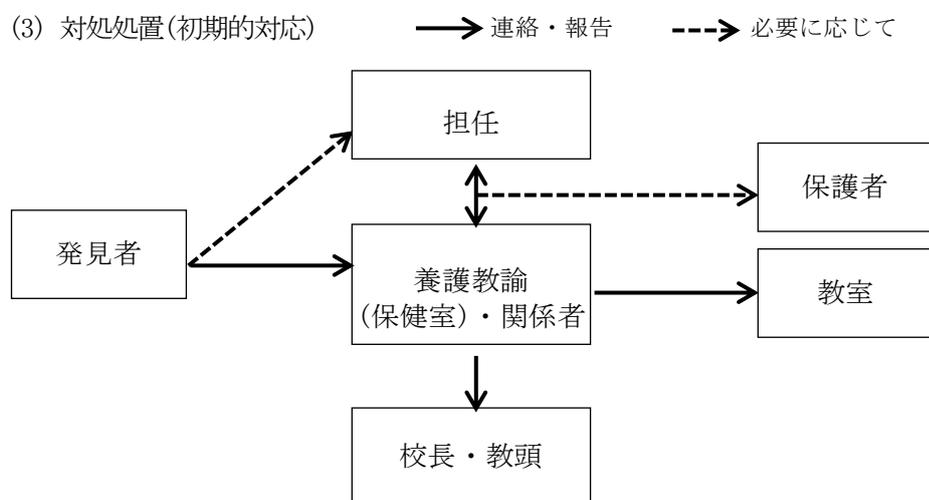
(1) 対処方法

事故（事件含む）が発生した場合、迅速かつ適切な対応が必要である。日常的に緊急体制が有効に機能するように、予め定められた各職員の役割や手順、また適宜必要な機能を起動させるようにする。

(2) 配慮事項

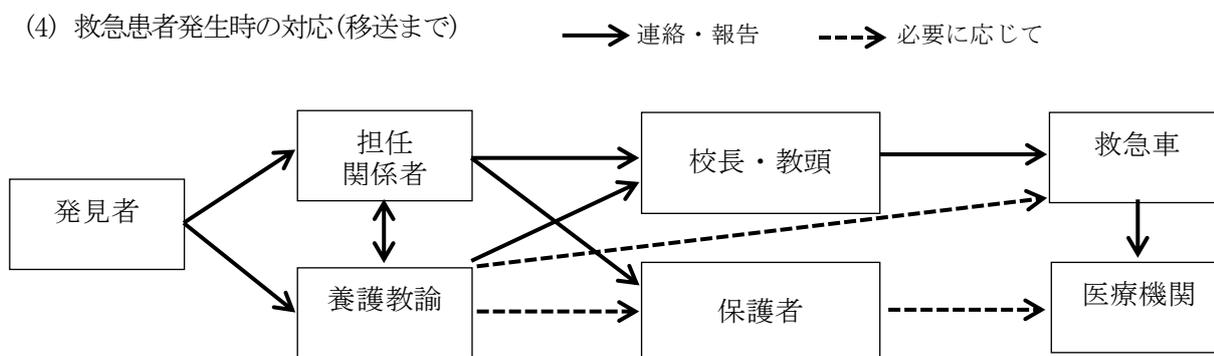
- ① 発見者による迅速な応急処置手当、養護教諭等の指示を受け可能な応急措置を行う。
- ② 負傷の程度により、医療機関、保護者と連絡を取り合う。
- ③ 保護者に引き渡すまで、負傷者に付き添う。
- ④ 事故(事件含む)の発生状況や緊急対応措置等について正確に記録しておき、医師や保護者、警察や教育委員会等関係機関への説明、報告書の作成及び今後の事故発生防止対策の資料とする。
- ⑤ 情報を整理し、外部に誤解を招かないよう外部機関等への対応については、窓口を一本化する。

(3) 対処処置(初期的対応)



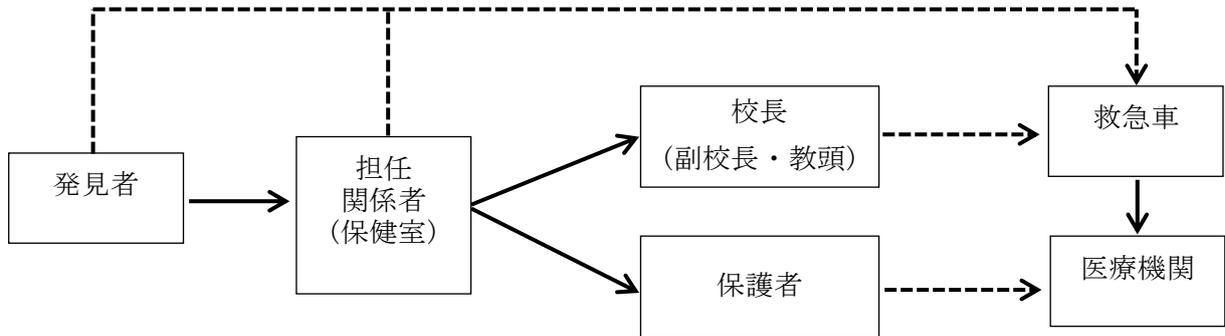
- ① 事故発見者は、迅速に応急処置及びその場の職員に支援を呼びかける等最大の努力をばらう。その際、傷病者を決して1人にせず、時間確認等をする。
- ② 保健室でできる範囲内の応急手当でよい場合は、養護教諭または関係者で行い、教室へ帰す。
- ③ 処置後、授業が受けられない場合は、ホームルーム担任と相談の上、帰宅させる。一人で帰宅できない生徒は、HR担任が保護者に連絡をして学校に引き取りに来てもらう。その際、養護教諭が家庭での処置等について助言する。

(4) 救急患者発生時の対応(移送まで)



- ① 救急車を依頼するか、または保護者に移送を依頼するか、その判断は可能な限り複数で行うようにする。救急車で移送する際は、可能な限り保護者の希望する医療機関の有無の確認を行う。また、その際、HR担任または関係職員が付き添うものとする。
- ② 上記による移送が不可能な場合は、HR担任または関係職員が移送する。
- ③ さらに、前記が不可能な場合は、校長が他の職員に依頼する。

(5) 養護教諭不在の際の救急処置 → 連絡・報告 - - - → 必要に応じて



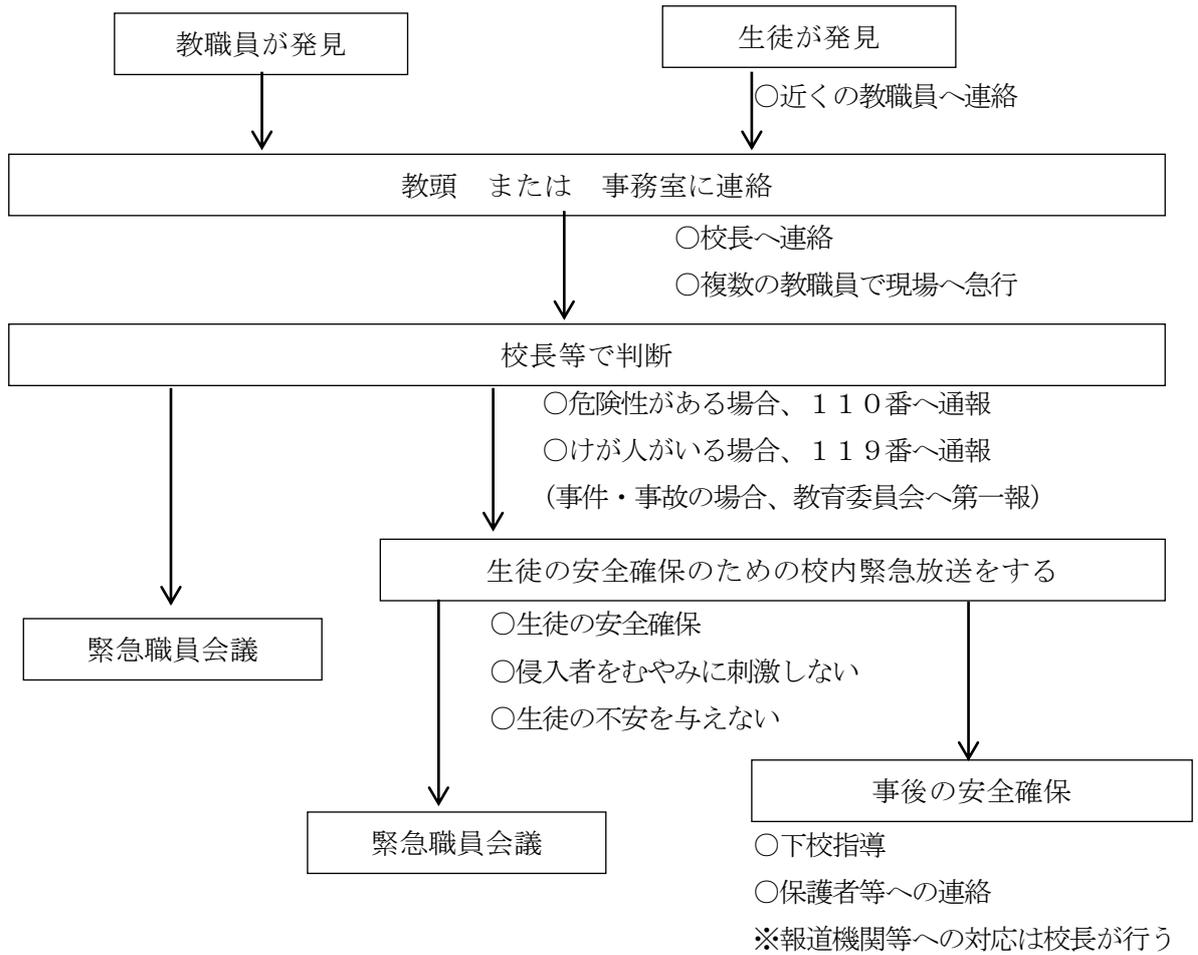
- ① 学校のできる範囲の応急処置でよい場合、発見者は、HR担任または関係職員に連絡し、保健室で処置を行った後、保健室利用者名簿に記入する。使用後はHR担任または、関係職員が保健室の戸締りをする。
- ② 帰宅させる必要がある生徒が出た場合は、保健室で休養させ、HR担任または副HR担任は保護者へ連絡し、学校まで引き取りに来てもらう。その際、HR担任または関係職員が付き添うものとする。
- ③ 医師の処置および診断が必要な場合は、HR担任が保護者へ連絡し、前記(4)の方法によって医療機関へ移送する。その際、HR担任または関係職員が付き添うものとする。
- ④ 救急処後は、速やかに校長・教頭、養護教諭に連絡するものとする。

(6) 緊急時の連絡先

連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
警察署 (110番)		東松本自治会	098-939-0901
沖縄警察署	098-932-0110	松本かりゆし自治会	098-939-5927
消防署 (119番)		校長	
沖縄市消防本部	098-929-1190	教頭	
沖縄市役所 (代表)	098-939-1212	教頭	
県立中部病院	098-973-4111	事務長	
兼城医院 (産業医)	098-929-3000	警備 (琉球保安警備隊)	098-983-8811
松本自治会	098-938-3341		

Ⅲ 不審者侵入への対応

1 不審者侵入時の対応及び緊急連絡体制



全職員の役割分担					
校長・教頭 ・事務長	教務	学年主任 学級担任等	生徒指導主任	養護教諭	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡、調整、指揮 ・教育委員会への対応 ・マスコミへの対応 ・警察との連携 ・被害生徒等の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保護者への連絡 ・緊急放送等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・生徒の把握 ・安全指導 ・該当生徒の付き添い ・保護者への連絡引き渡し ・被害生徒の家庭訪問等 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場直行 ・不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置 ・救急車へ出動要請 ・負傷者の付添 ・外傷の記録 ・医療機関との連携 ・事後指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話取り次ぎ ・各種連絡等

(1) 対処方針

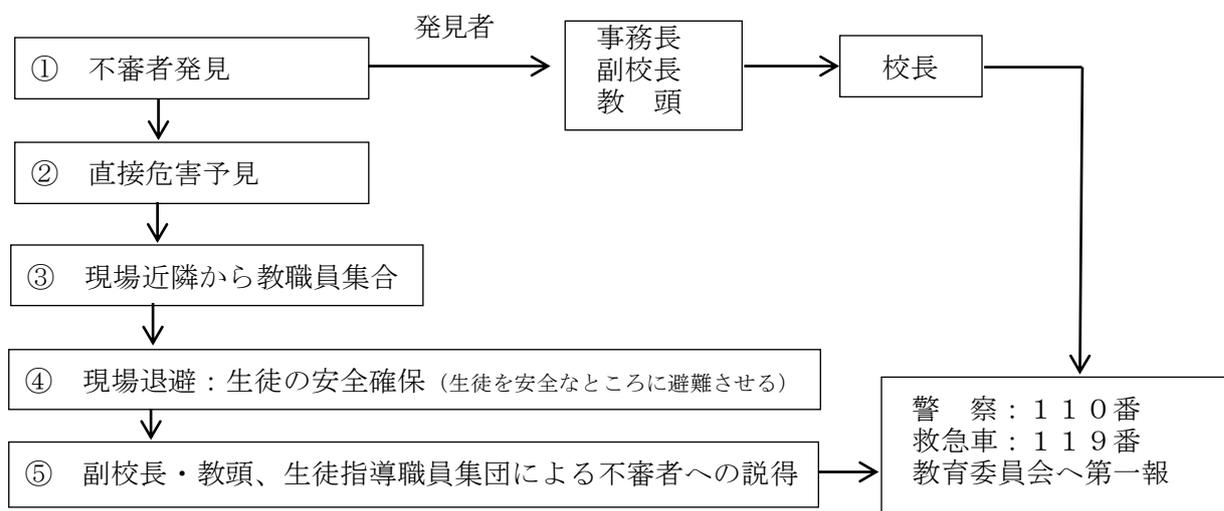
不審者侵入が発生した場合、迅速かつ適切な対応が必要である。日常的な安全確保、緊急時の対応が予め定められた役割や手順のとおり効果的に起動させるようにする。

学園祭等の行事では、不特定多数の来校者がおり、その中には不審者が混じっている可能性がある。その不審者による不慮の事故、事件を未然に防止するため、職員全体が警戒中の腕章を付けて校内を見学またはパトロールに努める。

(2) 配慮事項

- ① 日常的に来訪者に対する適切な対応等に努める。
- ② 不審者侵入に対する初期対応、危害発生時の職員の役割、手順等を定める。
- ③ 警察、消防署等関係機関への通報、保護者への連絡体制等を整備する。
- ④ 事件の発生状況や緊急対応措置等について正確に記録し、警察や教育委員会等関係機関への説明、報告書の作成及び今後の事故発生防止対策の資料とする。

(3) 対処処置(初期的対応)



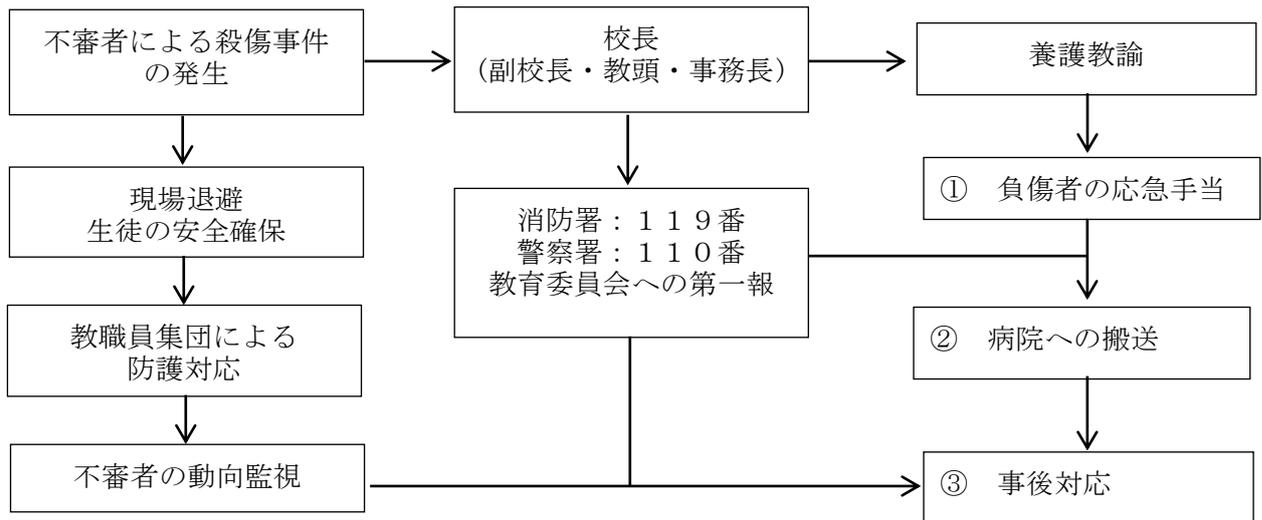
(4) 具体的対応

- ① 不審者がどうかを見極める。正当な理由がなければ、退去求める。
- ② 危害を加えるおそれはないか。再び退去を求める。
- ③ 教職員へ緊急連絡、隔離・通報する。(暴力行為の抑止と退去の説得、110番通報、別室へ隔離、教育委員会への連絡等)
- ④ 生徒の安全確保を図る。(全校生徒の周知、生徒の掌握、避難誘導等)
- ⑤ 職員集団により組織的に対応する。(暴力の抑止と被害拡大の防止、移動阻止、教職員の役割分担と連携、警察による保護・逮捕等)

(5) 不審者の見分け方

- ① 声かけ等により身元の確認をする。(用件が答えられるか。生徒の学年・組・氏名が答えられるか。教職員の氏名・教科等が答えられるか)
- ② 受付を通っているかを確認する。
- ③ 凶器や不審物を持っていないかを確認する。
- ④ 不自然な行動や暴力的な態度は見られないかを確認する。

2 危害発生時の対応



(1) 具体的対応

- ① 不審者による被害が発生した場合、生徒の安全確保、組織的に防御を行うとともに、救急隊が到着するまで負傷者への応急手当を実施する。(速やかに119番、110番通報、被害者への心のケア等)
- ② 養護教諭または関係者は負傷者に付き添い、病院へ搬送する。
- ③ 事後の対応や措置をする。(生徒の心のケア、情報の整理、保護者等への説明、事故報告書の作成、教育再開準備、再発防止対策等)

3 被害防止に係る日常管理

(1) 校門及び校舎入り口の管理

本校通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各ホームルーム担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、部活動を含めた登下校時間の遵守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 7:00~8:50	・生徒は正門及び通用門から登校する。 ・正門及び通用門は、警備員が7時に解錠し、20時に施錠する。	・常に正門を利用して出入りする。
授業中	・生徒・職員ともに、正門及び通用門を利用して出入りする。	
下校時間	・生徒職員ともに、正門及び通用門を利用して出入りする。 ・警備員は下校時刻20時以降、校内・校舎内の最終確認をして施錠する。	
下校時間後	・解錠しない。	

【不審者侵入防止の3段階チェック体制について】

A 校門	防犯カメラの設置、校門の施錠管理を行っている。
B 校門から校舎への入口まで	防犯カメラの設置、受付の案内を行っている。
C 校舎への入口	入口や受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用を行っている。

(2) 来校者の管理

校長は、下記に掲げる事項を全職員に周知するとともに、来校者対策を徹底する。

- ① 来校者には、校舎入り口にて事務室前での受付する旨の案内を掲示する。
- ② 来客がある場合は、予め「outlook 予定表」を利用して情報の共有を図る。
- ③ 来校者には事務室受付にて受付表に氏名所属の記入を求める。
- ④ 来校者の受付後、来校者カードを配布し、首から吊り下げよう求める。

IV 台風への対応

1 台風時の対応（職員）

事 項	内 容
(1) 職員の責務	職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇（業務停止）が付与されるというものではないことに留意する。
(2) 業務停止について	学校長が、次の2つの要件を満たすことにより判断する。 ① 台風の勢力、進路、速度等を勘案し、当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。 ② 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなきとき。
(3) 業務再開について	学校長は、次の2つの要件のうちいずれかを満たし、かつ台風の来襲による事故発生のおそれなくなったとき判断する。 ① 当該区域が暴風域外になったとき。 ② 当該区域において、バスの運行が再開されたとき、職員は速やかに出勤する。ただし、業務の再開時間が勤務時間終了3時間以内になる場合は、出勤しなくてもよい。
(4) 特別休暇について	校長が業務の停止措置をした場合、特に勤務を命じられた職員以外の職員は、特別休暇の手続きをとるものとする。出勤した場合でも同様とする。

参照：台風の来襲による職員の事故発生の防止のための措置（通知）

昭和63年6月1日教高第337号

2 台風時の生徒の登校について

- (1) 生徒は暴風(雨)警報発令中、登校してはいけません。

警報発令対象区域＝沖縄本島全域あるいは本島中南部

◎登校前に台風が接近してきた場合は、県教育委員会の依頼を受け、テレビ・ラジオの放送を通して、「本日小・中・高校の公立学校は休校」のお知らせが流されます。その場合は、学校に連絡を取る必要はありません。

- (2) 暴風警報が解除された場合は、次の通りとする。

- ① 暴風警報が、当日午前6時までに解除された場合

朝トレ(8時50分～)から通常の日程で行います。 ※早朝講座に関しては事前に連絡します

- ③ 暴風警報が、当日正午(12時)までに解除された場合

解除から2時間後に授業を行います。(14時00分より5校時を行う)

- ④ 暴風警報が、当日正午(12時)までに解除されなかった場合

引き続き臨時休校となります。生徒は登校してはいけません。

- ⑤ 台風通過後の登校についての留意事項

台風の通過後は、停電のため信号が点灯していなかったり、道路の陥没や倒木など道路事情が悪化していたりするので、十分注意して登校してください。

台風のために定期考査などの試験ができなくなった場合は、基本的に順延となります。登校日には、引き続き試験を行いますので、しっかり自宅学習して下さい。

- ⑤ 台風のための欠時間の補充について

台風のためにできなかった授業については、後日、長期休業などを利用し、補充授業を行う場合があります。

3 台風の襲来による教職員の事故発生の防止のための措置について(通知)

平成13年11月15日教県第2609号・教義第1281号

みだしのことについては、すでに昭和55年4月12日付けで通知したところであるが、今般、気象警報・注意報の名称変更等が行われたため、今後は下記のとおり取り扱っていただくよう通知します。なお、昭和55年4月12日付け「台風の来襲等による教職員の事故発生の防止のための措置について」は廃止します。

(1) 業務の停止措置について

小中学校長及び県立学校長は、暴風警報(「暴風警報+大雨警報」、「暴風警報+洪水警報」、「暴風警報+諸注意報」を含む。以下同じ)が発令され、台風の来襲による事故発生が予想される場合、事故発生防止のため、当該学校の業務の全部または一部を停止するものとする。その場合、業務の停止時期については、学校長が次の二つの要件を満たすことにより判断するものとする。

- ① 台風の勢力、進路、速度等を勘案し、当該区域が3時間以内に暴風域に入ることが予想されるとき。
- ② 当該区域において、バスの運行が停止することが明らかなきとき。

(2) 業務の再開措置について

学校長は、次の二つの要件のうち、いずれかを満たし、かつ台風の来襲による事故発生のおそれなくなったと判断した場合、停止した業務を速やかに再開するものとする。

- ① 当該区域が暴風域外となったとき。
- ② 当該区域において、バスの運行が再開されたとき。

業務の再開時間が勤務時間終了3時間以内になる場合にあっては、業務の再開をしなくてもよいものとする。

(3) 特別休暇の付与について

学校長は、業務停止措置をした場合、特に勤務を命じた職員以外の職員に対し、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第16条第5号の規定により特別休暇を付与するものとする。

(4) 職員の責務について

職員は、暴風警報が発令された場合であっても、ただちに特別休暇が付与されるというものではないことに留意するとともに、業務の停止措置がなされたか否かを、学校長に確認し、その指示に従うものとする。

(5) 特例について

学校長が、学校の業務及び勤務の形態上通知によることが適当でないと判断する場合または必要と認める場合は、小中学校にあっては、所属する教育事務所長と県立学校にあっては、県立学校長または義務教育課長と別途協議するものとする。

V 火災や地震・津波への対応

1 目的

消防法第8条に基づき、沖縄県立美里高等学校における防災管理業務について必要な事項を定めて、火災や地震・津波、その他による災害を予防するとともにこれらの災害に日頃から備える。

2 火災時の対応

(1) 防火管理者は副校長または教頭とし、次の係をおく。

- ① 通報連絡係：(通知) 消防機関に対する通報とその確認。
(連絡) 校内への出火の報知、消防隊への情報提供。関係官公庁等への連絡に当たる。
- ② 消火係：火災時において、消火機器等を操作し、消火作業等を行う。
- ③ 避難誘導係：出火時及び震災時における生徒の誘導にあたる。
- ④ 防護措置係：消防隊の誘導及び消防活動の障害物の除去等にあたる。

3 火災予防上の点検・検査

(1) 日常の火災予防

- ① 防火管理者は、定期的に担当者に直接質問し、担当者の任務の確認を行う。

4 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査：自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

- ① 日常的に行う検査は、各担当区域の火元責任者がチェックする。
 - (ア) 「火気関係」のチェックは毎日終業時に行う。
 - (イ) 「閉鎖障害等」のチェックは1日2回行う。
- ② 定期的に行う検査は、各担当区域の火元責任者がチェックする。
※実施時期は、4月と10月の年2回とする。
- ③ その他
 - (ア) 防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認するものとする。
 - (イ) 消防用設備等に特例が適用されている場合の特殊適用条件の適否についても、防火管理者が確認、検査を実施する。

(2) 消防用設備等の自主点検：消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

- ① 自主点検は、防火担当責任者がチェックする。
- ② 実施時期は、1月と7月の年2回とする。

5 厳守事項

(1) 職員等が守るべき事項

- ① 職員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。
 - (ア) 廊下、階段、通路には、物品（机、いす等）を置かない。
 - (イ) 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

(2) 火気管理等

- ① 学校敷地内全面禁煙とし、職員、来訪者に徹底する。
- ② 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- ③ 火気設備器具は指定された場所で使用する。
- ④ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。
- ⑤ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 放火防止対策

- ① 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ② 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- ③ 建物内外の整理整頓を行う。
- ④ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- ⑤ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。
- ⑥ 職員・警備員による巡回は、定期的に又は必要に応じて行う。

6 自衛消防組織等

(1) 初期消火

- ① 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。
- ② 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を用いて消火する。

(2) 避難誘導

- ① 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- ② 放送設備、携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。
- ③ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。
- ④ エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(3) 安全防護

- ① 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。
- ② その他空調設備と常用エレベーターの運転は、中止する。

(4) 応急救護

- ① 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。
- ② 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。
- ③ 救護所は本校屋外駐車場、グラウンドなど状況に応じて設置する。

7 地震時の対応

(1) 地震発生時の対応

① 教職員の直接管理下(授業、部活動指導中等)で地震に遭遇した場合

ア 生徒の行動

普通教室では即座に机の下にもぐり、落下物等から身を守るとともに火気使用器具の始末を行い、出入口を確保する。

特別教室は、普通教室と机の形・大きさ・数等が違うため、机の下にもぐれない場合は椅子等で頭部保護する。

体育館では、窓ガラスから離れ、天井からの落下物に気をつける。

イ 教職員の行動(授業担当者等)

生徒を机下にもぐらせて、両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するように指示する。また、緊急事態に遭遇して生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努める。揺れがおさまったら、生徒の安全を確認し、火元の消火確認や避難路として出入口を確認する。避難開始の指示があった場合は、生徒の混乱を防止し、避難場所へ誘導する。

ウ 管理者・教務主任等職員室及び各準備室に在室する職員

揺れがおさまった後に緊急放送をする。生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示する。緊急放送ができない時は、事前に放送内容の確認を行っておく。

② 教職員の間接的な管理下(休み時間、始業前、放課後等)で地震に遭遇した場合

生徒は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多い。教室などでは、机の下にもぐる。校舎外、体育館内では、ガラスの飛散などが考えられるので校舎等には近づかないなど主体的な判断による対応ができるように指導しておく。

③ 遠足、修学旅行で遭遇した場合

遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、生徒の精神面等では平常でないことが予想される。また、見学場所等では、学校にはない設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習したりすることが数多くあり、このような場面で地震に遭遇した場合は、速やかに机の下などの安全な場所に移動させる。海岸にいる場合は、津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起きる可能性があるため、速やかに安全な湯所に避難させる。どのような状況で遭遇しても、生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することを優先させる。また、引率先から校長・教頭または引率以外の教職員へ状況を速やかに連絡する。

④ 登校、下校途上で遭遇した場合

生徒の登下校中に地震が発生した場合、生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し、実践することが求められる。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全確保するための行動シミュレーションについて指導し、考えさせておく。

実際に遭遇した場合、まず、カバンや持ち物で自分の頭を保護する、次に建物、塀、崖下、川岸等からすぐに離れる、自動車は、思わぬ動きをするので離れる等の指示をしておく。

(2) 地震発生後の対応

避難を開始するにあたっては、生徒の掌握を第一に考えなければならない。けが人の有無についての情報や、身体に障害のある生徒の避難確保等、生徒全員を掌握しながら避難を開始することが重要である。

また、次の点に十分留意する。

- ・生徒や教職員が、けが等をした場合は、他に優先して応急手当をする(応急手当は、けがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う)。
- ・必要に応じ、救急車の手配をする(救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく)。
- ・教育委員会やその他関係機関に被害状況等を報告する。
- ・電話等が非常に使用しにくくなるのが想定されるので、あらかじめ保護者連絡ツール、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておく。
- ・下校の可否は、地域の被害状況により判断する。
- ・生徒は、保護者に引き渡す。生徒の安全確保に努める。交通機関を手配している場合は、学校で保護するなどの対応を行う。地域の住民が避難してくることが予想されるため、生徒の保護エリアとは別に、住民の保護エリアを設定し、混乱を避ける。

① 校舎・建物の被害状況ごとの対応

場合	対応(「2 火災時の対応」に則り行う)
火災発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒を運動場等安全な場所に避難させる。 ・火災発生場所を認知したら、他の教職員に通報し、初期消火に務める。また、最適な避難経路を選び、避難場所に誘導避難させる。 ・停電等で放送設備が使用不能となった場合、非常放送設備を使用する。また、ハンドマイク等を使用する。 ・避難が終わったら、直ちに学級担任は、生徒の掌握やけがの程度等を確認する。
建物損壊おそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・建物が損壊するような地震の場合は、生徒の精神状態に平常さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生されることも予想されるので、次の事項に留意する必要がある。 ・火災が発生しなければ、生徒の人員(名前)やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認し、順次避難場所に避難誘導させる。 ・建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多い。また、避難中に余震等により、割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておく。 ・校内を巡視して、天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害を確認する。
災害発生おそれ	<p>被害状況が著しいので、生徒の安全確保のため大至急、脱出避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。 ・生徒を脱出避難させるにあたっては、その場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられる。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させる。 ・避難状況の把握を行う。教職員を含む複数の教職員で校舎内の巡視をするが、目的は残留している生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家にゆだねる。 ・普通科棟の崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態はないか、確認する。 ・ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく。
異常無し	<ul style="list-style-type: none"> ・担任等は、管理職からの避難指示を待つ。

② 学校の教職員の対応

- ・避難していない生徒や教職員の捜索や救出、救護等にあたる。
- ・避難した生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたる。
- ・臨時休校したときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をする。引き取れない場合も生徒の状況などを保護者に連絡する。
- ・火災の場合は、初期消火に努める。火災がなければ、被害状況の把握に努める。
- ・教育委員会への報告や指示、市町村警察署・消防署等と連携して、情報収集に努める。

(3) 避難所としての対応

本校は沖縄市との協定に基づき災害時一時避難場所及び避難所として指定されています。

災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難所として指定の有無に関わらず、住民等が学校に避難してくることが予想される。避難者に対して適切な対応ができるように、避難対策に従って計画を定める。

① 生徒が在籍している場合

生徒の在籍中に発災した場合は、生徒の安全を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと、教員は避難所の運営に協力する。

② 生徒が在籍していない場合(夜間・休日)

生徒が在籍中に発災した場合と異なり、教職員は、主として避難所の運営に協力することが可能となる。なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所の運営に係る常務に対応可能な教職員が限定されたものにならざるを得ない可能性もあることを考慮する必要がある。緊急時の教職員の招集体制を教職員緊急連絡網で定める。

(4) 在籍時の避難(地震)

対応者	在籍中			
	授業中	休み時間	放課後	
学校の対応	教務主任 管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送、避難指示及び誘導 ・生徒等、職員の安全を確認 ・校舎、通学路の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送、避難指示及び誘導 ・生徒等、職員の安全を確認 ・校舎、通学路の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送、避難指示及び誘導 ・学校に残っている生徒等の人数確認 ・生徒等、職員の安全の確認 ・校舎、通学路の被害状況確認
	職員	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒を机の下にもぐらせ安全を確認(地震) ・避難指示、誘導、負傷者の介護 ・校舎、通学路の被害状況の確認 ・引き渡しの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室に戻り、状況確認 ・避難指示、誘導、負傷者の介護 ・校舎、通学路の被害状況確認 ・引き渡しの準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に残っている生徒等の人数確認 ・避難指示、誘導、負傷者の介護 ・校舎、通学路の被害状況確認 ・引き渡しの準備
	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下に頭を入れ、身をかかめ、机の脚をもつ(地震) ・担当の先生の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・外にいる人は校舎からできるだけ離れる ・教室にいる人とは、机の下に頭を入れ、身をかかめる ・それ以外の所にいる人は、落下物に注意して身をかかめる 	<ul style="list-style-type: none"> ・外にいる人は校舎からできるだけ離れる ・教室にいる人は、机の下に頭を入れ、身をかかめる ・それ以外の所にいる人は、落下物に注意して身をかかめる
家庭の対応	保護者	・家庭での話し合いに基づき、生徒を引き取りに学校へ行く		
	生徒	・早退・欠席している生徒は、家族での話し合いに基づき、避難する		

(5) 登下校時・校外時・在宅時の避難

		登校時	下校時	校外学習時	在宅時
学校の対応	校長・教頭・教務主任	<ul style="list-style-type: none"> 安全を確認した上で出勤 校舎、通学路の被害状況の確認 生徒・職員の安否の確認と名簿の作成 生徒が登校後の緊急放送、避難指示、生徒数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 学校に引き返すことが可能な職員の確認 生徒の下校及び帰宅の有無の確認 生徒・職員の安全確認 校舎、通学路の被害状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 引率責任者による周辺にある避難場所への誘導 引率責任者から、学校へ連絡(指示を受ける) 学校長による、地域又は交通機関等の状況を把握、帰校可否の決定、指示 	<ul style="list-style-type: none"> 出勤可能な職員の確認 自宅待機の職員の確認 生徒、職員の安全確認 校舎、校区内の被害状況の確認
	職員	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り出勤し、指示に従う 学校に登校している生徒の人数と安全確認 引き渡しの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は可能な限り学校に引き返し、校長の指示に従う 生徒の下校及び帰宅の有無の確認 校舎、通学路の被害状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 在校職員による校外学習に参加している生徒及び職員の名簿作成 情報連絡班の設置、保護者や教育委員会引率者の連絡と情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は可能な限り出勤し、校長の指示に従う 校舎、通学路の被害状況の確認 生徒の安全の確認
	生徒	<ul style="list-style-type: none"> 登校前は家の人の指示に従う 登校中、高い建物、大きな塀や屋根の下から離れる ゆれが終わったら学校か家か近い方へ行く 	<ul style="list-style-type: none"> 下校中、高い建物、大きな塀や屋根の下から離れる。ゆれが終わったら家に帰る 下校後は家の人の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 先生の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> 家の人の指示に従う
家庭の対応	保護者	<ul style="list-style-type: none"> 家族での話し合いに基づき、生徒を引き取りに学校へ行く 	<ul style="list-style-type: none"> 家族の話し合いに基づき行動する 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所へ避難する 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所へ避難する
	生徒	<ul style="list-style-type: none"> 早退、欠席している生徒は、家族で話し合いに基づき、避難する 			<ul style="list-style-type: none"> 家族と離れないように避難場所へ避難

8 津波警報発令時の対応

- (1) 本校は、海拔約 61.2m、最短の海岸までの距離が 3.2km の位置にある。
- (2) 津波警報発令時は、発令が解除されるまで、本校各教室で待機させる。
- (3) 生徒を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認した上で行う。

VI 弾道ミサイル等の発射への対応

1 Jアラートが発動される場合

弾道ミサイルが着弾した場合、風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性がある。爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとる。

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、Jアラートが発動され、屋外スピーカーなどから国民保護サイレンとメッセージが流れる。また携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールなどが届くので、Jアラート発動時は、情報把握に努め、最新の情報を入手する体制を整える。

2 具体的な避難行動について

(1) 登校前（在宅時）【早朝講座開設日も同様】にJアラートが発動された場合

- ① 自宅で待機させる。（窓から離れる。窓がない部屋があればそこへ移動する）
- ② 「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続させる。
- ③ 携帯に届く緊急速報やテレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動するよう周知する。
- ④ 「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校させる。

※登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、Teams、スクリーンなどを利用して保護者、生徒へ連絡する。

(2) 登校中【早朝講座開設日も同様】にJアラートが発動された場合

- ① できるだけ頑丈な建物の中に入るよう周知する。
- ② 建物内に避難する余裕のない場合は物陰に身を隠す又は地面に身を伏せて頭部を守るよう周知する。
- ③ 「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続させる。
- ④ 携帯に届く緊急速報やテレビ・ラジオなどの情報をもとに、冷静に判断・行動するよう周知する。
- ⑤ 「避難指示が解除」されたら、すみやかに登校させる。

※登校時間が通常よりもずれ込む場合は、登校すべき時刻等の情報を学校ホームページ、Teams、スクリーンなどで保護者、生徒へ連絡する。

(3) 学校管理下（学校教育活動中）にJアラートが発動された場合

- ① 教職員は生徒の安全を最優先に、情報収集を行う。
- ② 学校の非常時連絡網、teams等を使い、状況や対応のあり方に関して連絡を取り合う。
- ③ 保護者連絡ツールを利用して最新の情報を保護者へ提供する。

※屋内の場合

- ① 窓から離れる。窓のない部屋があればそこへ移動する。
- ② 「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続させる。
- ③ 教科担任は最新の情報を入手しながら安全管理を徹底し、生徒を掌握する。

※屋外の場合

- ① 速やかに、できるだけ頑丈な建物（校舎等）の中に入る。
- ② 校舎を離れている場合（実習、修学旅行等）は近くの公共施設等に避難し適宜学校へ状況を報告する。
- ③ 「避難指示が解除されるまで」上記の対応を継続させる。

《 授業再開の判断 》

- ・「避難指示解除」の後、安全が完全に確認された上で、授業等の再開を判断する。
- ・教科担任等は、生徒の所在と安全確認を確実に行った上で、授業を再開する。

Ⅶ 防災教育及び訓練

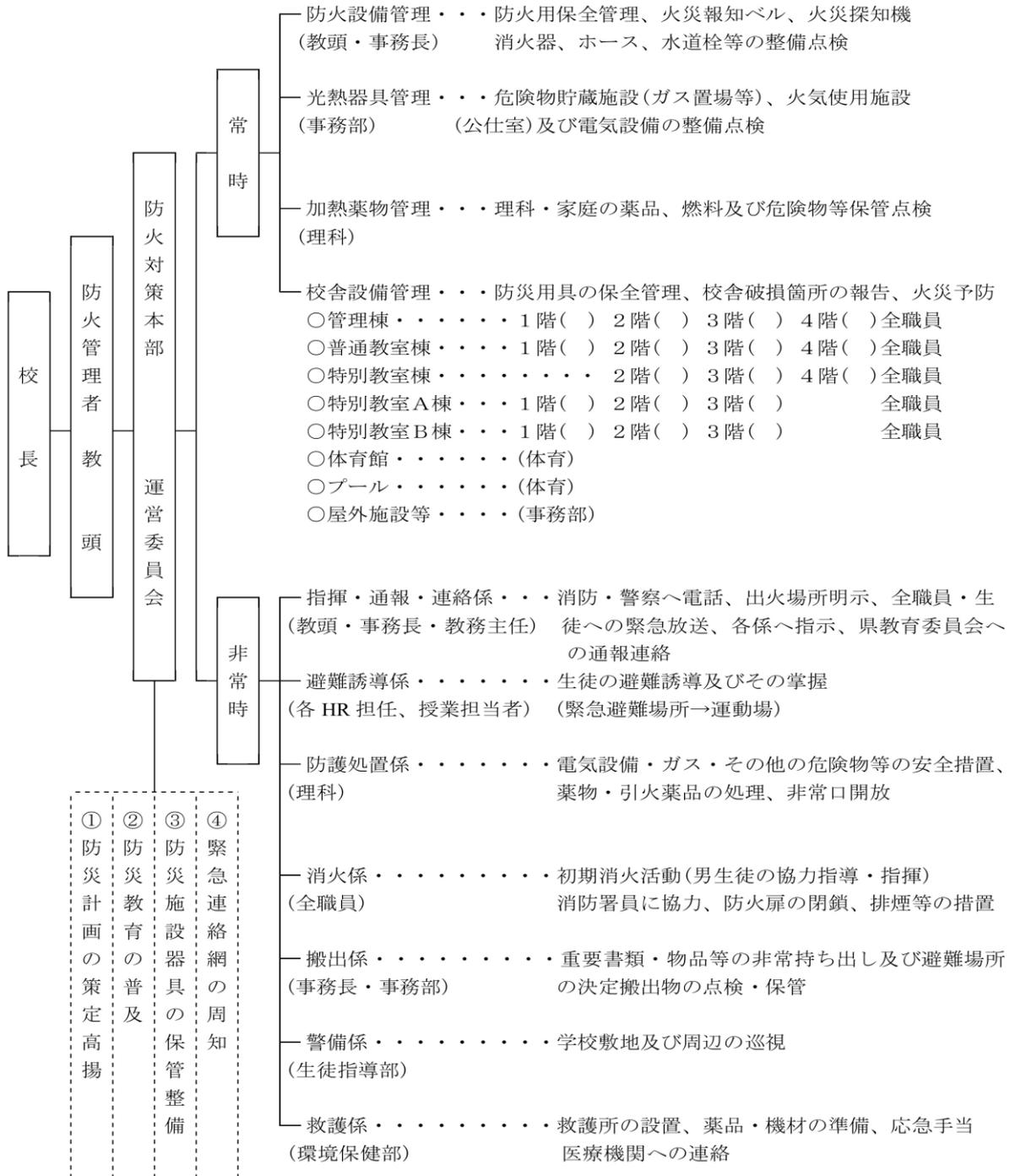
1 防災教育

- ① 職員に対する年1回以上の研修
- ② 消防計画の周知徹底
- ③ その他火災予防上必要な事項

2 総合防災訓練

通報、消火、避難、誘導の総合訓練を行う。

3 防災対策組織図



Ⅷ 教室配置図及び避難経路

